

# 京都大学における学生相談のさらなる充実に向けた試論

古川 裕之<sup>1</sup>

## 【要約】

本論文では京都大学における全学の学生相談機関の歴史を振り返り、また近年部局独自に学生相談室が設置されてきたことを確認した。その結果、学生懇話室設置以降、全学の学生相談機関は個別相談を学生相談活動の中心に据えてきたが、常にキャパシティの限界に直面し続けていたことを確認した。2022年4月に学生総合支援機構学生相談部門が設置されたが、個別相談以外の支援の多様化が必要であると考えられる。また、改組の効果検証についても検討を行い、個別相談件数のみを効果検証として用いるのは適当ではなく、自殺対策を含めた支援の多様化が進んだかを効果検証の材料とするべきだと論じた。そのような様々な支援を提供することで、学生が安心して「豊かに悩める」環境を作っていくことが必要ではないかと論じた。

## 【キーワード】

京都大学, 学生相談, 支援の多様化, 効果検証

## 1 はじめに

2013年に発足した京都大学学生総合支援センターは組織再編され、2022年4月1日に学生総合支援機構となった。京都大学における全学的な学生相談を担っていた学生総合支援センターカウンセリングルームは、学生総合支援機構学生相談部門（通称：学生相談センター）となった。名称が変わっただけではなく、組織やスタッフの構成も変化した。おそらく京都大学における学生相談の歴史の中でも、大きな変化があったと後に振り返られることになると思われる。

組織が変わっても、筆者らが学生相談という業務を行うことには変わりがない。もちろん、学生相談部門は、臨床心理学に基づくいわゆるカウンセリングを行うことだけが業務ではない。構成スタッフに精神科医、キャリアコンサルタント、養護教諭という、専門性が重なりながらも異なる職種も在席している。また、これまで別部署にあった留学生相談室も学生相談部門に置かれることとなった。学生相談部門は、学生相談（カウンセリング）・教務相談・就職相談・留学生相談・精神科医面談など、様々な相談を担うこととなっているが、本稿では、学生相談の領域にのみ限定し、そのさらなる充実に必要なのかを考えてみたい。

すなわち、改組を機に学生相談部門が今後どのような業務・支援を行うべきなのか、またこの改組の効果をどのように検証するのか（効果がなかった、もしくは事態が悪化したという可能性も排除せず）、の2点についての検討を行うのが本稿の目的である。まず、京都大学において学生相談がどのように行われてきたのか、歴史的な経緯を確認しておきたい。

---

<sup>1</sup> 学生総合支援機構・学生相談部門・講師

## 2 京都大学における学生相談の歴史

### 2.1 全学の学生相談機関

京都大学において学生相談機関である「学生懇話室」が設置されたのは1956（昭和31）年4月24日である。設置の背景は石井（1982）に詳しく述べられている。簡単にまとめると、1955（昭和30）年に生じた滝川総長暴行事件に関し、大学が同学会解散、責任者の学生の停学処分等を厳しく行う一方で「きびしく自己批判して『教職員と学生との関係を近づけるために“something”を要する』とする所見を公にし、『学生相談こそかの必要な“something”だ』とする意見」のもと、既に先行して学生相談活動が始まっていた東京大学と同じように学生相談機関を設置することとなったのだという（当初宇治施設が設置されていたが、1961（昭和36）年に廃止となった）。設置後、学生の来談数は増加していき、特に初期には入学時オリエンテーションの不十分さよる教育相談の相談が多く認められたようだが、その割合は漸減していった。相談内容分類（いわゆる主訴）の推移については古川（2017）掲載の表でも見て取れる。

教育相談の割合が減っても相談の必要性はむしろ上昇していき、学生懇話室における学生相談の件数は徐々に増加していった。1980（昭和55）年には253人が来談し、延べ837回の面接が、1989（平成元）年には326人が来談し、延べ2,790回の面接が、1999（平成10）年には433人が来談し、延べ3,289回の面接が実施された。この間、学生数（学部生・大学院生）は1960年度に8,740人だったのが1980（昭和55）年には14,937人、1989（平成元）年度には17,047人、1999（平成10）年度には20,852人となっている（「データから見る京都大学」参照）。相談件数の増加は、こういった学生数の増加による要因もあるが、学生相談を求める・必要とする学生の割合が徐々に増えていったことによるだろう。後述する河合（1984）でも、既に学生懇話室のキャパシティの限界が近づきつつあることに触れられている。なお、相談増加の背景は学生懇話室紀要に様々に検討し述べられている（共通一次試験導入による影響などの言及もある）。

学生懇話室は1999年にカウンセリングセンターに改組され、さらに相談が続けられていった。この改組を機に、カウンセリングセンターはハラスメントの全学相談窓口となり、学生相談のみではなく、教職員のハラスメントの相談を受け付けることとなった。これがさらに相談件数が増加していった一因だろう。既にこの改組を経た際に、カウンセリングセンター紀要内にて「カウンセリングセンターの現状と課題」（2002年）と題して、相談スタッフの負担が限界にきており、更なる体制の充実整備が不可欠となっていることが述べられている。

さらに2013（平成25）年に、カウンセリングセンターは学生総合支援センターに改組され、センター内の一部門であるカウンセリングルームが全学の学生相談機関として相談にあたることになった。なお、学生数については2008（平成20）年度以降は約22,000人となっており、母数はほぼ変わらないものの、相談件数が増えていき、延べ回数としてこれ以上増やしようがない状態が続いた。来談人数（実件数）としては2019年度に過去最高の831人となったが、延べ面接回数は約5,000回がその上限にあり、スタッフのキャパシティの限界だと考えられた。実件数の増加について、継続相談の場合は、学外の相談機関を紹介する、もしくは相談の頻度を隔週程度にするという対応を取ることで、なんとかより多くの学生からの相談に応じた結果であるが、延べ面接回数は増やしようがなかった。個別相談が業務のほとんどを占めるのは恒常的になっていた。

またこれに関連したこととして、年度ごとに刊行される紀要（学生懇話室紀要・カウンセリングセンター紀要・学生総合支援センター紀要）の活動報告（来談状況）についても触れておきたい。2014年度の第44輯まで、個別相談（ただし、グループワークの件数も計上）の来談件数（実件数・延べ回数）を様々な内訳（学年、部局、月別など）で示しているが、それ以外の活動についての記載がほぼないのが続いていたことも、学生相談機関の業務の中核を個別相談が占めていたことを物語っているだろう。2015年の第45輯から、「相

談以外の活動」という形で、個別相談以外の業務内容についての報告の記載がされるようになっている。具体的には、グループワークの実施、授業提供、学内のオリエンテーションやFD研修会への講師担当といったものである。もちろん、記載のない時期にもこういった個別相談活動以外の研修会講師担当などが行われているのは、上記2002年の「カウンセリングセンターの現状と課題」において言及されているし、青木（2008a）は個別相談の増加に対応しながらも様々に研修講師を務めることが増えてきたことを報告している。個別相談が汲々としていながらも、さらに他の業務も行うのは裁量労働制の教員だからこそできる（やらざるをえない）のだろう。

このように見てくると、学生懇話室の設置以降、組織をカウンセリングセンター・カウンセリングルームと変えながらも、全学の学生相談機関は、個別相談による支援を中心に据えた活動を展開し、しかしほぼ恒常的にキャパシティの限界に達していたのが確認できる。また、活動報告としても個別相談の来談状況が中心となっていることから、それ以外の業務はあくまで補助的な役割だという意識があったのかもしれない。個別相談以外の学生支援の取り組みも実施できるならばそれに越したことはないが、そこまでは手が回らないという窮状が長年にわたって続いていたと言える。

このように、京都大学における学生相談機関は長年全学の組織である学生懇話室・カウンセリングセンター・学生総合支援センターカウンセリングルームが担っていたが、これとは別に2010年以降、部局においても学生相談室を設置する動きが出てきた。それについて次節で述べたい。

## 2.2 部局の学生相談機関

杉原（2016）が述べているように、21世紀に入る頃から、部局独自の学生相談室を設置するところが出てきた。具体的には、設置年順に、農学部・農学研究科学生相談室（2011年）、理学研究科・理学部相談室（2012年）、経済学部・経済学研究科学生相談室（2013年）、薬学研究科・薬学部学生相談室（2014年、※その後廃止）、人間環境学研究科／総合人間学部学生相談室（2016年）、文学研究科・文学部相談室（2018年）、医学研究科・医学部学生相談室の設置（2021年）という形で2010年以降に次々と設置が進んでいる（工学部に「学生相談室」が設置されていたのと、文学部に「先輩相談室」があるが、学生相談・臨床心理学を専門とする教職員による学生相談機関とは異なるため、ここでは取り上げない。また、工学研究科・工学部や法学研究科・法学部、宇治キャンパスでは保健室の設置が同じ2010年以降に進められたことも、学生支援が全学の学生相談機関とは別に必要とされていたことを示しているだろう）。杉原（2016）が「部局における相談室はそれぞれの部局の事情や考えを反映したユニークなものとなっており、それぞれにかなり異なった形のものとなっている」と述べているように、部局の特徴・文化に対応した相談機関が設置されている。

部局には部局の文化があり、またその部局に所属する学生特有の特徴や課題がある。全学組織による支援では部局との連携に制限がないわけではない（特に相談の守秘については、同じ京都大学内とはいえ別組織となるため、慎重な扱いが必要になるだろう。この点については、青木ら（2012）において、全学の学生相談機関と関係教職員・保護者との間での守秘の問題についての言及がある）。また、何より部局教職員との連携を取る際に、京都大学ほどの大きな組織の場合、全く見知らぬ教職員に依頼するのと、同じ部局で顔見知りの教職員に依頼するのとでは、後者の方がお互いにとってハードルが低く、突っ込んだ意見も出しやすいだろう。

一方で、部局相談室があっても全学の学生相談機関で相談ができることがメリットになる場合もある。部局相談室は立地上どうしても周りに見知った人が多く、相談室に行くことを見られたくないという学生にとっては、立地的に離れた全学の学生相談機関を利用する方が良い場合もあるだろう。また、人によっては部局相談室もしくは全学の学生相談機関のカウンセラーとの相性が良くなく、別の担当者で相談を希望した



いとなった時に、選択の幅が増えることになる。

ただし部局学生相談室の設置については、杉原（2016）が「京都大学における学生相談体制は、ここ十数年、全学的な相談機関である学生総合支援センターカウンセリングルームと部局相談室とが並列的・複合的に機能する形へと発展してきた。しかし、これは全学的に計画された発展ではなく、システムとして整備されたものとはなっていない」と述べているように、大学全体としてのグランドデザインが明確にはない形で部局が必要に応じて独自で予算・人員を確保する形で進められてきたことは事実だろう。これが問題だというわけではないが、ある学生にとっては自分の所属する部局には独自の学生相談室がないけれど、他の部局にはそれがあるというのは、不公平感を生じかねさせないものと言えるだろう。もちろん、全学の学生相談機関は設置されているのでどこかで相談はできるのだが、同じ学費を払っているのに選択肢が少ないことを不満に思う学生がいてもおかしくないだろう。だからと言って、公平を期すために、部局相談室を全て潰し、全学の相談機関のみに集約させることは、せっかく部局での相談活動が根付き、学生にとっても当該部局の教職員にとっても部局相談室の有用性が高まっている中で不利益をもたらす方が多いだろう。公平を期すのであれば、全ての学生が所属する部局に（少人数部局ならば近接する部局と合同で）学生相談室を設置する方向が望ましいだろう。その場合に全学の学生相談機関は必要なのかという疑問がもちろん生じるだろうが、学生にとって相談できる場所がいくつもあることに問題はないだろう。むしろ、相談の窓口はいくらあっても困るわけではなく、学生がどこかを頼ることができれば、危機的状況を脱する可能性は高くなる。また、仮に部局相談室と全学の学生相談機関が併行して設置される場合、個別相談は部局相談室が主となって対応し、全学の学生相談機関は個別相談にも応じつつ、各部局相談室のネットワーク形成・情報共有や、それに基づく全学的な視野で学生支援のあり方を検討・発信していく機能を中心に据えるという、機能分化していくことも可能だろう。もちろん、学生相談・学生支援にそれほどの予算と人員を割くという余裕はとうの昔からもうない、という声も聞こえてきそうではあるが。

学生懇話室・カウンセリングセンター・カウンセリングルームにおける個別相談のキャパシティが越え続けた中で、部局独自に学生相談室を立ち上げて支援を行うのは、全学的な相談のキャパシティを確保するという意味でも大変ありがたいことでもあり、部局の事情に精通したスタッフにより学生・教職員に適切な支援を供給しやすいという意味でも、今後も更なる拡充を願いたい。

### 3 学生総合支援機構学生相談部門への改組

学生総合支援センターが学生総合支援機構に改組となり、京都大学における全学の学生相談機関は、カウンセリングルームから、学生相談部門に変更となった。今回の改組は、上述した、部局相談室を全ての部局に設置するというのではなく、あくまで全学の学生相談機関を改組し発展充実させることを企図したものである。学生総合支援機構は、学生総合支援センターの看板が付け変わっただけでなく、2022年3月まで環境安全保健機構に所属し保健診療所で診療にあたっていた医師3名が学生相談部門に所属し、学生相談部門の各相談室での相談において医療が必要と思われる学生に関しては、相談員と連携の上、必要に応じて医師面談を実施し、学外の医療機関を紹介する形となっている。

学生相談部門の大きな変化は、これまで吉田キャンパス本部構内に設置されていたカウンセリングルームと、桂キャンパスに設置されていたカウンセリングルーム桂分室という2室相談体制を、3キャンパスに5相談室を設置したことである。具体的には、吉田キャンパスには北部構内・本部構内・吉田南構内に、桂キャンパスと宇治キャンパスにそれぞれ1つずつの相談室を設置し、常勤のカウンセラーが勤務する形となっている。前述したように宇治キャンパスは、学生懇話室が設置された当初には相談場所があったものの、1961

年には閉鎖され、その後約60年間学生相談機関が設置されていなかった。また2003年から運用が始まった桂キャンパスについてもカウンセリングルーム桂分室が最大で週2日開室という状況だったことを考えれば、吉田以外のキャンパスでも、吉田キャンパスと同様に学生が相談できる環境が整備されたことは画期的なことと言える。また、吉田キャンパスでも、自分の所属部局や住居に近いところなど、本人の希望する相談室を利用できるなど、選択肢が増えたという利点がある（人によっては逆に近すぎると人目を気にする場合もあるので、あえて遠い相談室を利用したいということもあるだろう）。

5つの相談室を設置するためには、当然それだけの人員が必要となる。学生総合支援機構発足時に、特定専門業務職員という形でカウンセラーが6名採用され、教員カウンセラー4名と合わせ計10名のカウンセラーが5つの相談室で相談に当たる形となっている。カウンセラーの数で言えば倍増である。配置数で言えば、学生相談学会（2013）が「学生相談機関ガイドライン」で示している、学生数3,000人に1人以上の常勤カウンセラーを配置するという基準もクリアしている（常勤の部局相談室のカウンセラーもいるが、その数を抜いても基準をクリアしている）。これで京都大学の学生相談は盤石で全く死角がないと言えるかと言えば、おそらくそうではないだろう。

「国立大学法人京都大学 第4期中期計画」の「I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」の16番で「学部・大学院を問わず、学生の生活、心身の健康、修学状況などにかかる相談のニーズに対応するため、学生総合支援センターによる相談体制を見直し、全学的な組織体制を強化・整備した上で、各キャンパスに学生の相談・支援全般に対応する窓口を整備する。」とあり、その評価指標として、「(定量) 相談窓口5ヶ所程度、担当者数15名程度（令和3年度6名）（令和4年度に設置し、以後、維持運営）」とあるため、対外的な中期計画は達成できるだろう。しかし、ただ人員と相談可能な場所を増やし、あとはこれまでと同じように学生の個別相談に応じるだけでは、学生懇話室設置以降、常に相談のキャパシティを越えていたことを考えると、早晚また同じようにひっ迫した状況に陥ることが目に見えている。カウンセリングルームでは、継続相談の場合は原則として2週間に1回の頻度で面接を実施していたが、学生の抱える問題に応じてより適切な支援のために頻度を週に1回という形にすれば、たとえカウンセラーが10人いても相談の枠はすぐに埋まってしまいうだろう。高倉（2022）は学生総合支援機構設立のあいさつの中で「相談員・支援員の心理的、肉体的負担が増加しており、業務量の適正化も課題になっていました」と述べているが、潜在的にはおそらくより多くの学生が相談を必要としている状況の中で、学生にとってもカウンセラーにとっても持続可能な相談体制を構築することが、学生総合支援機構学生相談部門が考えていかなければならない課題の1つだろう。

その際に、個別相談が学生相談部門の業務の中核であることには間違いがないが、さらに別の支援のあり方を模索し、個別相談のキャパシティを超えないようにすることも必要だろう。その点について、次節で検討したい。

## 4 相談活動の多様化の必要性

### 4.1 個別相談のメリット・デメリット

相談業務を考えた時に、個別相談はその基本である。特に、カウンセリングに訪れる学生は他の人にはあまり知られたくない、自身の悩み・問題・弱さ、あるいは他者への思い（不満や怒りなどもある）などを語ることが多い。場合によってはそれが事件性の高い話題の時もある。そうであればこそ、相談には守秘義務があるし、他の人には知られたくないだろうから相談は個別で応じることになる。また、例えば「留年」という事態が共通しているとしても、それに到る背景や現時点での精神状態、あるいは使用可能な資源などは

人によって異なるので、個別相談において、来談した学生がいかに問題を解決するか、成長するかという観点を持ってオーダーメイドに応じていくことが必要になる。

しかし、これまで見てきたように、京都大学における全学の学生相談機関は常にそのキャパシティの限界と向きあい続けてきた。今回の改組後、当面はキャパシティの問題は緩和されるかもしれないが、相談が多くなってくれば数年後にはまた同じ状況になりかねない。オーダーメイドであればこそ、やはり受けられる数に限界がある。そのため、面接頻度を下げることや、わずかであっても面接時間を短くし、少しでも多くの学生が相談したい時に相談できる状況を長年続けてきたが、またいつその限界に直面するとも限らない。そうなる前に、個別相談のニーズを緩和する別の方法を模索する必要があるだろう。

なお、こういった認識は今に始まったことではない。例えば石井（1975）は「今後、専門機関として、学生一人ひとりの成長をいっそう助けうるために、『来談者を唯待っている』という守勢から一步を踏み出していかなければならないかと思われる。そうした古い姿勢、体制では、すでに学生数が20年前の倍近くに膨れあがっている大規模化の現実に十分、対応できないといわねばならない」と述べ、全ての学生の成長を援助する専門機関としての役割を果たすため、相談を希望する学生を待つ以外の別のアプローチの必要性について言及している。また、河合（1984）は「手づくり」が評価される時代において、学生懇話室の取り組みは機械的に結論を出すのではなく、学生が「自分自身の生き方について、あるいは両親との関係について、考え直し、個性に見合った生き方を見いだしていくようになる」支援を行っているとして述べている一方で、懇話室への来談者が年々増加して「手が足りない」状況が生じており、何か方策を考えないと「手づまり」になるのではないかと指摘している。

さらに、長期間に渡って個別相談を利用し続けることが、本当にその学生にとって役に立つのか、という視点で考えることも必要だろう。学生相談に限ったことではないが、長期に渡る個別相談を実施した場合、その「副作用」とも言うべき問題が生じかねないことには留意が必要だろう。これについて、精神科医療の問題として、中井（1996）は次のように述べている。「面接の場の偏りとは、『患者がもっぱら自己について語る偏向』であって『多くの第一級の精神療法家の治療を長年にわたって受けた患者が周囲に疎んじられるのはどうしてか』という、観察にもとづいて提唱する事態である。おのれについてのみ語る人の対人関係の長期的予後はよくなくても自然である」。学生相談が学生の在学期間中に行われるという期間限定の支援であることを考えた時に、例えば入学から卒業までずっと個別相談で支え続けることが、本当に学生の「教育」になるのかを考える必要があるだろう。継続的な「治療」ならばそれが必要かもしれないが、教育の一環としての学生相談という立場で「育む」という観点に立つならば、もちろん本人との合意の上でのことだが、一度手を放し、学生が自身の力で様々な試行錯誤をしてみる時間を持つことも必要だろう。試行錯誤の末に学生が自信を付けていく可能性の芽を、カウンセラー側の不安によって摘んでしまっていないか、常に自問しながら相談を続ける必要があるだろう。

なお、既に古川ら（2020）でも述べたが、集団での適応に課題がある場合や孤立している学生の場合、個別相談ももちろん有効だが、他の学生と接する機会を持つことが本人の成長に寄与することがある。個別相談ではあくまで教職員であるカウンセラーと1対1で接するだけとなり、同世代の学生との関係を持つことはできないという限界についても理解する必要があるだろう（もちろん、最初から他の学生との関係を持つことを忌避する学生も多く、カウンセラーとの間で信頼関係を築き、少しずつ他者への信頼感を持つことはマイナスではない）。

個別相談はどうしても来談した学生のみが利用するものとなってしまうが、教育の一環としての学生相談は、一部の学生ではなく全ての学生にとって意味あるものでなければならない。個別相談を通して得られた知見や、個別相談に到る前段階で学生が自ら対処できるスキルを獲得してもらうことなどを講義・セミナー



形式で提供していく、つまり「教える」形で幅広い学生に提供できる支援も必要だろう。既に全学共通科目での授業提供という形で実施しているものもあるが、それ以外にも学生全体に還元できるものはないか、学生相談の領域で用いられる、個別相談以外のアプローチについて、次節で検討してみたい。

#### 4.2 学生相談における多様な支援の方法

齋藤（2020）は学生相談における個別相談以外の活動によっても学生の適応と成長を支援しようと述べ、全国の学生相談機関が実施している活動（教育・研修・研究）について、正課外のプログラムの講演会・セミナー・ワークショップ、各種グループ活動、居場所による援助活動がどの程度の割合で実施されているかを言及している。これらの活動の実施割合について、「その必要性や有用性が強く唱えられている割には決して高いとは言えないこの数値は、カウンセラーなどが個別相談に追われてプログラムの企画や実施に費やす時間を見出せない状況の反映」だと述べている。京都大学においてもこの状況は当てはまるだろう。特に後述する自殺対策に関して、日本学生相談学会（2014）の定めている「学生の自殺防止のためのガイドライン」では、予防啓発的な取り組みを実施することを推奨しているが、本学においてこれが十分できているとは言い難いだろう。

また、居場所・フリースペースは京都大学の学内には十分あると言えはるが、学生相談担当者の目の届く範囲にそういった場所を設けることで、学生が学生相談部門を身近に感じやすくなるだろうし、そういったフリースペースをしばしば利用する学生に対しては、カウンセラーの側から声をかけ、相談にもつなげやすくなるだろう。コロナ禍で対面授業が再開されて以降、昼休みが15分延長されたが、孤立している学生にとっては、15分であってもキャンパス内に1人でいる時間が前以上に長くなったことは苦痛を生じさせているようである。何かしらの居場所を提供する、昼休みを共に過ごすといった取り組みも必要であろう。

また、古川ら（2020）で報告したグループプログラムについては、改組後も継続して実施しているが、現在行っている、留年生や孤立しがちな学生向けのグループ活動以外に、特定の目的を持ったグループ活動を実施するのも良いだろう。

#### 4.3 学生が学生を支えるという視点

ここまで述べてきたのは、あくまで学生相談機関に所属する専門職のカウンセラー（教職員）が提供する支援であるが、学生の支援は何もそういった専門職のみが行っているわけではないことは自明のことである。さらに言えば、教職員のみが学生を支援しているわけではない。学生の家族や地域の公的機関、あるいは地域住民など、支援は様々に行われている。その中でも本節では、学生が学生を支えるという点について、学生相談機関としてどうそれに関わるかを考えてみたい。

同じ学部学科、あるいは同じサークル、同じアルバイト先、最近ではSNSでの繋がりなど、学生は京都大学の内外に多くの学生どうしの関係を持っている。そういったつながりは、様々なレベルで学生を支えている。授業や試験に関する情報共有という場合や、サークルの先輩後輩での文言化されにくい知恵の伝達、あるいは非常に親密になり生涯の友・パートナーとなる場合などもあるだろう。そういった関係が築かれていれば、悩みごとを友人知人の学生に相談するという場合もあり、孤立していない学生の場合、まず相談相手としては友人知人を選ぶことが多いのではないだろうか。学生相談機関を訪れる学生の中には、そういった友人からの相談を受けて、悩みを打ち明けてきた学生にどう関われば、どう助言すれば良いかを相談したい、という例も少なからずある。教職員による専門的な支援以外のこういった学生どうしの支援（助け合い）は今後も続けられるだろうが、2020年に始まったコロナ禍により、様々な制約を受けることになったという印象が筆者には強く感じられる。オンライン授業によりキャンパス内で全く会えなかった時期が続き、対面

での授業が再開されても会食の制限、サークル活動の制限など、これまで当然のようにあった学生どうしのつながり、支え合いはかなりダメージを受けたと考えられる。実際、そういった不満は相談の中でしばしば耳にした。もちろん、ここ最近では様々な活動の制限も緩和されつつあるが、全面解禁というわけではなく、特に2020年度入学生は、入学時における学生どうしのつながりの形成が相当に困難だったと考えられ、長期的な影響を慎重に見ていく必要があるだろう。

このような、学生どうしの支え合いの1つの方法として、ピアサポートが多く大学の大学では行われてきた。これまで、京都大学の全学学生相談機関はピアサポートを実施していない。理由としては、おそらく必要性は感じてそれを運営・実施する人的資源が残っていないというのが実情だったと思われる。しかし、コロナ禍を経験し、学生どうしが支え合うシステムがダメージを受けた今だからこそ、学生が学生を支えていることを大学として公認し、大学全体でそれをバックアップし、支え合う空気を作っていくことが必要なのではないだろうか。すなわち、学生相談部門がピアサポート活動の実施主体となることで、学生どうしが支え合う空気を醸成していくことを目指すことが可能となるのではないだろうか。もちろん、大学の公的な支援を好まない学生もいるだろうが、少なくとも学生に対して、京都大学が学生どうしの支え合いをより後押しするというメッセージにはなるだろう。もちろん、こういった支え合いの空気を醸成していくのは一長一短でできることではなく、この活動を実施するために割くコスト（学生相談部門のカウンセラーが支援に使うことができる時間）に当面は見合わない可能性も高い。かえってカウンセラーの過重労働を招いてしまうかもしれない。しかし、長期的な視野で見た時には、いつ来るとも分からぬ次のコロナ禍のような事態に備えるためにも、学生どうしの支え合いをバックアップし続け、必要があれば悩みのある学生に対して学生が相談を受けて解決し、時には学内の適切な相談窓口に気軽に紹介できるようなシステムを作り始める機会として、今回の改組は良いタイミングではないだろうか。

## 5 改組による効果検証

### 5.1 効果検証のターゲット

学生総合支援機構学生相談部門が設置されたことにより、京都大学の学生相談にどのような効果があったのか、その効果を正負両面について評価する必要があるだろう。適切な評価ができなければ、効果が上がっているにもかかわらず改組が繰り返される恐れがある。十分な効果が上がっていないならば、何かしらの対策が必要になる。もちろんこういった評価は大学執行部によって行われるだろうが、同時に学生相談機関に所属する筆者たちによる自己評価も必要だろう。

既述したように、京都大学における中期計画としては「学部・大学院を問わず、学生の生活、心身の健康、修学状況などにかかる相談のニーズに対応するため、学生総合支援センターによる相談体制を見直し、全学的な組織体制を強化・整備した上で、各キャンパスに学生の相談・支援全般に対応する窓口を整備する。」という目標について、「(定量) 相談窓口5ヶ所程度、担当者数15名程度（令和3年度6名）（令和4年度に設置し、以後、維持運営）」が設定されており、おそらくこれは達成できるだろう。ただし、この目標は、人員を増やして何をするかという内実は問わないと言っても良いだろう。言ってみれば「仏作って魂入れず」状態と言える。人員を増やすという「仏作り」が実現したことは十分にありがたいことであり、そのために尽力いただいた方々には心よりお礼申し上げたい。それでは、その出来上がった「仏」に「魂」はどうしたら入ったと言えるのか、つまりどのような目的を達成できたら今回の改組に効果があったと言えるだろうか。それは筆者たちが自発的に検討し、その具体的な検証方法についても考えていく必要があるだろう。

学生相談における効果検証については、近年様々な指摘がなされている（設楽（2011）、福盛（2021）など）。



今後はこれらを参考にして、具体的な検証方法について考えていくことになるだろうが、次節ではしばしば相談の状況を反映し、分かりやすい指標として用いられる相談件数の増減が効果検証の対象になりうるのかについて検討してみたい。

## 5.2 相談件数（来談人数・総面接回数）

学生がより多く相談に来るようになったのならば、今回の改組に意味があった、ということは確かに否定できない。継続相談を望む声に応じていけば自然と総面接回数（延べ回数）は増えていくだろう。カウンセラーが10人に増えたことでその余地は十分にある。しかし、継続相談を多くすれば、当然ながら新規の相談を受けにくい状況となってしまう、相談可能枠が飽和状態になる日もそれほど遠くない。また、4.1で述べたように、個別相談にはメリットだけでなくデメリットもある。その回数が増えたことをもってよしとするのは危険である。そのため、相談件数が増加することは効果検証の1つの材料にはなるが、それをもって唯一の効果検証の材料とするべきではないと考えられる。

またこれに関連して、カウンセリングルームの予約が取りにくくなっていたことが改善されたのかどうかを考える必要がある。確かに、相談枠が飽和していたのでカウンセリングルームでの予約が取りにくかったのは事実だが、それでも新規相談申込については1週間以内に予約を入れられることがほとんどであった。もちろん、当日その場ですぐの相談を希望するのに応じられないこともあった。相談を希望してから実際に相談ができるまでの待期期間が短縮されたかどうかについては、統計資料もないため比較のしようがないし、比較できたとしてもおそらく数日の違いにしかならないだろう。もちろん、その数日とその学生にとって分岐点となっている可能性もあるので、考慮しなくて良いというわけではない。しかし、待期期間の短縮は場合によっては総面接回数と反比例する場合があることに留意が必要である。つまり、新規相談を多く受け入れようとするれば、継続相談の枠を減らることが必要になるが、その場合は総面接回数は当然減少するだろう。そのため、相談件数のみを効果検証の材料にするのは、この意味においても望ましくないだろう。そのため、相談回数以外にも効果検証の対象を持つ必要がある。

## 5.3 自殺学生数・自殺対策

京都大学に学生懇話室が設置されて以降、全学の学生相談機関の長年の課題は学生の自殺である。初期の「学生懇話室一覧」でも、その後の紀要でも、常に自殺に関する論考があり、また初期にはその件数や自殺事例に関する詳細な報告までも掲載されている。学生懇話室設置から60年以上が経過しても、やはり京都大学における自殺はなくなっていない。もちろん、国の施策としての自殺対策・自殺予防は以前に比べれば拡充されており、日本における年間自殺者数は確かに一時期に比べれば減った。しかし、若年層（10～30代）の死因の1位は相変わらず自殺である。京都大学においては、学部生は大学受験において熾烈な競争を経て入学してくる。大学院生は、一流の研究者の下で世界レベルの研究成果を求められる。それが京都大学という特殊な環境である。そのため彼らは過去においても現在においても、ストレスのかかりやすい状況にある。ともすれば精神疾患の発症やそれによる自殺などに追い込まれてしまうことも決して少なくない。

そのため、京都大学の自殺学生数が減少すれば、今回の改組の効果を示すことができるかもしれない。しかし、年間の自殺学生数は一桁台にあることが多く、もちろん「1」でも減ればそれは喜ばしいことだが、その減少をもって改組の効果を主張できるとは考え難い（増加することはいくらでもありえる）。そのため、単純な自殺学生数自体を効果の指標として取り上げるのは不適切と考えられる。

一方で、自殺学生数を減らすための試みは様々に実施することができる。カウンセリングルーム時代においても既に青木（2008b）が学生の自殺についての「誌上研修」を報告しているように、メンタルヘルスに

困難を抱える学生の対応をめぐる研修の講師をカウンセリングルームの教員が担当することもあった。一方で、学生向けの啓発活動（ストレス対策のセミナーなど）を実施したり、ゲートキーパー養成を意図したようなセミナー・講演を行うということはほとんどなかったと考えられる。また、日本学生相談学会（2014）の「自殺防止のためのガイドライン」でも、学生どうしのサポート、ピアサポートが自殺予防に貢献することを指摘されており、4.3で見たようなピアサポートを実施することも自殺対策の1つの方法になるだろう。自殺対策については、何か1つの方法だけで奏効するというものではなく、様々な取り組みを重ねていくことで、少しでも自殺の要因を遠ざけていくことが重要である。もちろん、日々の個別相談も重要な自殺対策の1つである。

よって、学生相談部門が自殺対策として、今後継続的に展開していく様々な取り組みの幅や回数が増えて行けば、改組の効果があったと言えるのではないだろうか。もちろん、これらの取り組みを実践すれば、自殺学生数を確実に減らす効果があるとは言えないかもしれない。しかし、学内全体に自殺を防ぐ取り組み・空気を醸成していくことは、構成員全体のメンタルヘルスの向上につながると考えられ、長期的に見れば自殺学生数の減少（あるいは大幅な増加の防止）へ寄与するのではないだろうか。

#### 5.4 個別相談以外の活動幅の広がり

4節で見たように、個別相談はこれまでもこれからも相談活動の中心であることは間違いないだろうが、全ての学生を対象とした支援を提供するのであれば、個別相談以外の活動をどの程度提供できるようになるのか、というのは改組の効果指標として見ていくこともできるだろう。もちろん、個別相談に汲々としては、他の活動はできない可能性もある。それぐらいに相談のニーズが高まっていく可能性はある。一方で、個別相談ではない形であっても、学生が自身で悩み考えた上で、しかし重大なメンタルヘルスの問題を抱える前にセルフケアができるような知識を提供していくことも必要だろう。メンタルヘルスに関する心理教育も必要だろう。また、4.3で見たように、専門職としての教職員が提供する学生支援に限らず、学生が学生を支援するのを我々教職員がバックアップするという支援のあり方が充実すれば、必ずしも個別相談を求めずとも学生が自身たちの力で問題解決に当たることもできるだろう。

だからと言って、個別相談の必要性が下がるとは考えられない。相談に訪れる学生の中には、インターネットでも調べ、家族や友人などにも相談し、こうするのが良いだろうと思ったけれど、「専門家の意見を聞いておきたい」と言って来談する人もいる。個別の関わりだからこそ、学生の「育ち」が可能になる場合も多い。河合（1984）の言葉を借りれば、「手づくり」（個別相談）も意味があるし、「機械製品」（知識などを多数の学生に一度に伝える・教える）にも意味がある。「手づくり」と「機械製品」を、どのようなバランスで提供していくのが適切か検討していくことが今後必要なのだろう。

### 6 「豊かに悩める」キャンパスへ

今回の改組を機に、京都大学における学生相談がどのように展開されていくのが望ましいか、既に過去に言及されていることなども踏まえて検討を行ってきた。ここまで書いてきた筆者の感覚として、とても健康的でアクティブな学生相談機関として活動し、またキャンパス・学生にもそういった健康さやアクティブさを求めているような違和感が生じた。メンタルヘルスという観点から言えば、問題・異常が生じることは望ましくないかもしれない、除去すべきもの、なるべく早めに解決すべきこととなるだろう。しかし、大学生活ひいては人間が生きる上で悩みはつきものである。それが生活に支障をきたすような重篤なメンタルヘルス上の問題になることはもちろん避けたい。しかし、悩みを乗り越えて成長する、あるいは乗り越えられな

いという形で自分自身を知るという側面もあるだろう。このようなプロセスには時間がかかる。場合によっては在学中に望まない形で休学や留年という事態になる学生もいるだろう。しかし、それらを許容し、悩むことがその後の人生においても意味を持つ体験となるように、大学やその教職員は学生を支える必要があるのではないか。これは何も大学が悪意を持って学生を困らせ悩ませようというわけではない。「若い内の苦労は買ってでもしろ」と押し付けるものでもない。学生が主体的に大学生活を送る中で時に問題に直面することは避け難いものである。人生が長期化（高齢化）する現代では、多くの人にとっておそらく最後の教育機会になるであろう大学においてこそ、そのような悩みに向き合い、今後の人生を生きていく上で生きる知恵を身に付けるべきではないだろうか。高石（2015）が「残念ながら昨今の大学の現状は、社会の要請に押されてとにかく早く目に見える結果を出そうと短期的な目標を掲げ、その達成のための努力で教える側も学ぶ側も疲労を蓄積しているように感じられる」と述べているように、学生相談・学生支援があまりにも「アクティブ」になりすぎて、社会の要請に押されて目に見える成果だけを求めるのは危険だろう。

杉原（2015）も、「大学が学生の悩みに応じる窓口として学生相談機関を充実させていくことは、学生に対して、悩むことは有意義なことであり、豊かに悩む環境を提供することは大学教育の一環なのだという大学からの力強いメッセージとなる」、「逆に、不適応を起こす学生、メンタルヘルスに問題を抱えている学生、精神的に折れやすい学生を、弱い学生、困った学生、大学にとって要らない学生、大学が求めている学生、などを見なし、学生相談機関をこれらの学生を『使える学生』へと『治療』するために仕方なく置かざるおえない機関としてのみ認めるような姿勢は、大学コミュニティに殺伐とした競争的雰囲気を作り出し、悩むことはダメなことだという前提を暗黙のうちに広めていくであろう」と述べている。悩まないで自分で全て解決できる、健康的でアクティブな学生を養成する、その不適合者を治療矯正するような意図で学生相談機関は設置されているわけではない。悩みながら、友人知人、家族などの周囲の人と相談し、時には専門家の力を借りながら、自分の限界を理解し、それでもストレスに対処する自分なりの方法を学び、ありきたりであろうとなかろうとその人なりの幸せや喜びを感じられるように自らを育てていくには、やはり時間がかかる。それを許容するような京都大学でありたいし、今回の改組が、全ての学生にとって安心して「豊かに悩める」ようになり、そして困ったときには頼るべき資源が多くあるような環境作りになるよう、筆者らは努めていかなければならない。

## 7 おわりに

今回の改組を機に、京都大学における学生相談について、今後どのようなことが必要となるのか、過去を紐解きながら検討してきた。過去にも言及されている連携のあり方や、ハラスメントの問題など、検討できていない点が多いが、筆者の力量を超える。今後さらに検討していきたい。

なお、本稿では今後多様な支援を提供していく必要性に言及したが、今回の改組が京都大学の構成員、特に学生にとって意味あるものにするためには、結局は筆者らの相談に応じていく力を高めていくことによるところが大きいと考える。個別相談を求めて来た学生に適切な支援を提供できなければ、どれだけ相談できる場があっても意味がない。また、そういった個別相談の積み重ねの中で見えてくる問題意識を基に、教育の一環として様々な支援を提供していかなければ、こちらがやりたい支援を押しつけがましく勝手に提供するだけになり、学生にとっては意味のないものになってしまう。改組により、どうしても様々なところに意識が向きがちだが、カウンセラーとしての研鑽と倫理意識の向上という当然のことを大事にする姿勢が常に重要であることを自戒の意味を込めて最後に記しておきたい。



## [文献]

- 青木健次. 研修会, その効用と限界. 京都大学カウンセリングセンター紀要. 2008a, 巻頭言.
- 青木健次. 学生の自殺について. 京都大学カウンセリングセンター紀要. 2008b, 1-10.
- 青木健次・杉原保史・村上嘉津子・中川純子・和田竜太. 本学の学生相談の連携の現状と課題. 京都大学カウンセリングセンター紀要. 2012, 61-68.
- 福盛英明. 学生相談活動の新しい自己評価アセスメント法の開発. 吉良安之・高松里 (編). 学生相談の広がりと深まり. 花書院, 2021, 87-97.
- 古川裕之. カウンセリングルーム活動報告の見直しについて——相談内容分類を中心とした評価項目に関する一試論——. 京都大学学生総合支援センター紀要. 2017, 47, 9-23.
- 古川裕之・葺石有美. カウンセリングルームにおける新しいグループ活動の取り組み——京都大学におけるこれまでの取り組みと他大学の実施状況に基づいて——. 京都大学学生総合支援センター紀要. 2020, 49, 37-51.
- 石井完一郎. 昭和49年度における学生懇話室の来談概況について. 京都大学学生懇話室紀要. 1975, 101-105.
- 石井完一郎. カウンセリングと危機介入との間——学生相談27年の軌跡から. 京都大学学生懇話室紀要. 1982, 1-16.
- 河合隼雄. はじめに. 京都大学学生懇話室紀要, 14, 1984.
- 国立大学法人京都大学. 第4期中期計画. 2022, <https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/fourth-plan-original-456cd04d1dc86b2f63b373f742d3bd80.pdf> (2022年9月10日アクセス)
- 京都大学ホームページ. データから見る京都大学 創立以来の比較. [https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/KyotoU\\_factsandfigures2022\\_1-e22d43677dcb01bdc5302702fbd02313.pdf](https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/KyotoU_factsandfigures2022_1-e22d43677dcb01bdc5302702fbd02313.pdf) (2022年9月10日アクセス)
- 中井久夫. 風景構成法. 山中康裕 (編著). 風景構成法その後の発展. 岩崎学術出版社, 3-26.
- 日本学生相談学会. 学生相談機関ガイドライン. 2013, <https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Guideline-20130325.pdf> (2022年9月10日アクセス)
- 日本学生相談学会. 学生の自殺防止のためのガイドライン. 2014, <https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Guideline-20140425.pdf> (2022年9月10日アクセス)
- 京都大学カウンセリングセンター紀要. カウンセリングセンターの現状と課題. 京都大学カウンセリングセンター紀要. 2002, 95-98.
- 齋藤憲司. 序章 学生相談の現在 学生相談界の動向. 日本学生相談学会 (編). 学生相談ハンドブック 新訂版. 学苑社, 2020, 12-18.
- 設楽友崇. 学生相談活動の評価. 学生相談研究. 2011, 32, 164-173.
- 杉原保史. 「悩めない学生」に関わる視点を求めて——悩むことに許容的でなくなっていく社会の中で. 窪内節子 (監修) 設楽友崇・高橋寛子・田中健夫 (編). 学生相談から切り拓く大学教育実践——学生の主体性を育む. 学苑社, 2015, 105-125.
- 杉原保史. 「部局の学生相談室からの報告」の掲載にあたって. 京都大学学生総合支援センター紀要. 2016, 75.
- 高石恭子. 主体をかたちづくる——現代学生の自己形成の特徴と学びへの支援. 窪内節子 (監修) 設楽友崇・高橋寛子・田中健夫 (編). 学生相談から切り拓く大学教育実践——学生の主体性を育む. 学苑社, 2015, 83-104.
- 高倉喜信. ごあいさつ 学生総合支援機構の設立にあたって. 京都大学学生総合支援機構. <https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/message/> (2022年9月10日アクセス)